

再採用制度

過去に警察官として勤務し、結婚や介護等の事情によりやむを得ず退職したけれど、再度警察官として勤務したい、という方を探しています。

警察官（再採用）
採用者の声
H30年度採用



Q.再採用の制度はどのようにして知りましたか？

私は、再採用されるまで、高知県警察の臨時職員として勤務していました。その関わりの中で、再採用の制度があることを教えていただきました。私が受験した当時は、再採用制度が高知県警察のHPでPRされていませんでした。私のような境遇の方に、広く情報提供できればとの強い思いもありましたので、私の体験を発信していただけることは、大変ありがたく思います。



Q.退職から再採用までのブランクがあることに不安はありませんでしたか？

もちろん不安はありました。私の場合は約9年ブランクがあり、その間、新法の制定や法の改正があり、事務のシステム化も進んでいましたから。ですが、採用されてから、ブランク期間に応じた教養期間（私の場合は3か月間）を設けていただき、高知県警察官として必要な教養と技能を修得してから警察署へ配置されたので、不安なく復帰することができました。



Q.警察官の仕事で、得意な分野はありますか？

特にありませんが、他県警で勤務していた時には、交番での勤務をしたことが1度も無かったので、現在交番で勤務していることは新鮮であり、かつ住民の方々と身近に接する機会が多く、直接要望を聞き対応するというところに、やりがいを感じているところです。将来は、他県警でも少し経験のある、鑑識に携わる仕事がしたいと思っています。



Q.再採用されて感じることは？

私は、縁あって二度目の警察官人生をスタートさせることができました。警察官として取り扱う仕事は、県民の安全・安心な暮らしの実現に直結しています。警察官を辞めてから、いくつか仕事をしましたが、警察官の仕事ほどにやりがいのある仕事はないと痛感しました。高知県警察は、事情があって警察官の道を諦めて退職した者にも優しい組織だと感じています。

やむを得ない事情により警察を退職されたあなた！
もう1度、警察官として再スタートしてみませんか？
高知県警察の即戦力として期待しています。

【要件】

- ・ 警察官として4年以上勤務していること
- ・ 退職後概ね10年以内であること
- ・ 結婚、出産、育児、介護、その他やむを得ない事情により退職したこと
- ・ 採用時の年齢が59歳未満であること

※高知県警察以外を
退職した方も対象です。

